

前回の審議未了事項 及び 委員指摘事項 について

1. 前回の審議未了事項(昇降機に係る基準)について
2. 委員指摘事項について
 - (1)風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取扱いについて(廃棄物処理法との関係)
 - (2)環境審査顧問会(仮称)の運営基準や顧問の選定ルールについて

1. 前回の審議未了事項(昇降機に係る基準)について

○昇降機(エレベーター)について

第1回及び第2回WGにおいて「建築基準法における取扱いの実態を踏まえ、同等性を確保する必要があるかについて、国土交通省と引き続き検討を行う」としていた(資料5「建築基準法及び電気事業法における構造強度以外の同等性について(前回積み残し部分など)」2ページ)風力発電設備内に設置される昇降機(エレベーター)の扱いについては、以下のとおり。

<建築基準法>

- ・風力発電設備内に設置される昇降機については、過去5年間に建築確認の審査実績のある特定行政庁において、建築基準法施行令第138条第2項第1号に基づき、建築基準法の規定が準用される「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)」にはあたらないとして、建築基準法の適用対象外として取り扱われている(国土交通省調査に基づく)。
- ・国土交通省において建築基準法における取扱いの実態を踏まえて検討した結果、風力発電設備に設置される点検用の昇降機(エレベーター)については、建築基準法の適用対象外であると結論。

<電気事業法>

- ・昇降機に関する規制はなし。

<同等性について>

- ・両法ともに規制がかかっていないので、同等性を担保することは要しない。

(参考)

- ・風力発電設備内に設置されるエレベーターについては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、積載荷重0.25t以上のエレベーターについては、都道府県労働局長の製造許可(1t以上のものに限る。)、労働基準監督署長への設置届出又は設置報告書の提出、定期自主検査などの規制が課されている。

2. 委員指摘事項について

(1) 風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取扱いについて(廃棄物処理法との関係)

<委員指摘事項>

・風力発電設備が電気工作物でなくなった場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に抵触することはないのか。

<回答>

・廃棄物処理法における「廃棄物」とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値有無及び占有者の意思等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない」とされている(「廃棄物処理法の解説 平成21年版」廃棄物処理法編集委員会編著より)。したがって、電気工作物でなくなった風力発電設備が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかは一概には断定できない。

・ただし、「廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものであっても、沿革的に他の法律により、別制度で規制の措置が行われ、かつ、廃棄物処理法の処理と同等以上の処理の基準が課されているものにあつては、廃棄物処理法に先行して、当該特別の基準によって処理がなされることになる」(同解説より)とされている。

(参照条文)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2. 委員指摘事項について

(2) 審査顧問会(仮称)の運営基準や顧問の選定ルールについて

<委員指摘事項>

- ・審査顧問会(仮称)の運営基準や顧問の選定ルールを整理していただきたい。

<方針>

- ・経済産業省商務流通保安グループには、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価(環境アセスメント)の審査に資するために、「環境審査顧問会」を開催しているため、これを参考に今後詳細を検討する。
- ・「環境審査顧問会」の運営基準は、別紙1「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」(20120919商局第14号)に定めており、顧問の選定ルールについては、別紙2「環境審査顧問会の中立性を確保するための要検討について(内規)」(20120919商局第20号)に定めている。
- ・なお、風力発電設備審査一本化に当たっての審査顧問会(仮称)の運営については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成 11 年4月27 日閣議決定)に留意する必要がある。

(参考) 審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成 11 年4月27 日閣議決定)(抄)

別紙4 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針

懇談会等行政運営上の会合(*)については、今後次のように扱うものとする。

1. 運営の考え方

懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずるとともに、2. の基準により、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとする。

2. 運営の原則

1. の考え方に沿って、当該府省の施策に関する審議等を行う行政機関との誤解を避けるとともに自由活発な意見聴取を行うため、以下の点に留意して運営するものとする。

(1)開催根拠

省令、訓令等を根拠としては開催しないものとする。

また、懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。

(2)名称

審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いないものとする。

(3)会合の運営方法

懇談会等の定員及び議決方法に関する議事手続を定めないものとする。

また、聴取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。

(*) 行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの